

## 令和2年度第2回 岐阜県青少年育成審議会 議事録

日 時	令和2年9月16日(水) 14:00~16:00
場 所	岐阜県庁 議会東棟 3階 第1会議室
出席者	<委員> 13名 (欠席委員7名) 今井委員、玉腰委員、田村委員、若岡委員、掛布委員、成田委員、深谷委員、横井委員、広瀬委員、寺田委員、朝田委員、磯谷委員、杉山委員  <県> 10名 西垣環境生活部長、河田私学振興・青少年課長、佐藤少年課長、伊藤学校安全課課長補佐 他

### 会議の概要

- 1 開会
- 2 環境生活部長あいさつ
- 3 条例の規定に基づく報告事項  
(1) 有害興行の緊急指定について  
(2) 有害図書類の指定について
- 4 「青少年健全育成条例の一部を改正する条例(案)」について
- 5 意見交換
- 6 閉会

議事の概要

進行次第	発言者	発言
3. 条例の規定に基づく報告事項		<p>&lt;議事録署名者の指名&gt; 会長から本日の議事録署名者に、今井委員と若岡委員を指名した。</p> <p>&lt;新委員の紹介、部会の所属&gt; 部会委員の指名については、前任委員の所属部会を引き継ぐ形で、条例施行規則により、朝田委員は第1部会に所属することとなった。</p> <p>&lt;有害興行の緊急指定について（報告）&gt; 有害興行の緊急指定について、事務局から資料に基づき報告した。</p> <p>&lt;有害図書類の指定について（報告）&gt; 有害図書類の指定について、事務局から資料に基づき報告した。</p>
4. 青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）」について	<p>掛布委員</p> <p>事務局</p> <p>掛布委員</p> <p>事務局</p> <p>掛布委員</p>	<p>&lt;青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）」について&gt; 「青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）」について、事務局から資料に基づき説明した。</p> <p>&lt;意見、質疑等&gt; 資料には、全国の自画撮り被害児童数について、平成26年は289人、令和元年では584人と記載されているが、これほどのような数字で誰が集計したものであるか。</p> <p>全国の自画撮り被害にあった児童数であり、警察庁が発表している数字である。</p> <p>自画撮り被害にあった数というのは、被害申告数、相談件数、法に触れている件数など算定方法が複数考えられるが、どのようなものであるか。</p> <p>全国で警察が児童ポルノに関する事件を扱った際に、それが自画撮りによるものであったと判明したものである。</p> <p>警察庁が扱った、自画撮りに関する犯罪被害件数ということによい</p>

	か。
事務局	<p>全国で警察が児童ポルノに関する事件を扱った際に、それが自画撮りによるものであったと判明したものの人数である。各都道府県警で集計し警察庁に報告する。警察庁はそれを集計し発表している</p>
田村会長	<p>事件化し、表に出てきたということでもいいか。</p>
事務局	<p>全国で警察が児童ポルノに関する事件を扱った際に、それが自画撮りによるものであったと判明した数である。</p>
掛布委員	<p>認知の方法は様々であり、例えば相談によるもの、被害届の提出によるもの、他の事件を捜査する途中で発覚するものなどがある。そのような認知の過程は把握しているか。</p>
事務局	<p>被害者を伴う事件として認知しているなかで、それが自画撮りによるものであったと判明した数である。</p>
掛布委員	<p>県警ごとに集計の根拠が違う可能性もあると思う。 このデータはメールサイトや犯罪白書などで確認することは可能か。</p>
事務局	<p>警察庁ホームページの、「子どもの性被害」という場所で見ることができる。</p>
少年課長	<p>警察は毎月「少年福祉を害する犯罪」を集計し、警察庁に報告している。8月末現在、岐阜県では1月から8月までの間に86名検挙しており、そのうち、児童ポルノ関係が42名である。資料記載の人数は、このデータから、発生過程が自画撮りとした人数を抽出したものがこの資料の数字に当たると考えられる。 児童ポルノの発生過程はほぼ自画撮りであるため、岐阜県では40件ほど自画撮りの事件が発生していると推定される。 岐阜県のこの件数は、全国においては十数番目の多さである。</p>
掛布委員	<p>被害児童数という書き方は正確ではない可能性があると感じた。 また、資料には全国のJKビジネス店数について、平成30年12月末現在で137店と記載されているが、このデータはどこに掲載されていたものか。</p>

事務局	<p>警察庁ホームページで見られる。これも各都道府県警から警察庁に店舗数を報告し、警察庁において集計し発表している。</p>
横井委員	<p>JKビジネスの営業に関する規定と資料にあるが、これは大人が営利目的で女子高校生を利用するものという認識でよいか。大人ではなく男子高校生が女子高校生を営利目的で利用する場合や、女子高校生が自ら行う場合は、この条例の対象となるのか。</p>
事務局	<p>青少年が JK ビジネスをした場合に処罰の対象となるかという質問でよいか。</p> <p>条例の罰則規定を確認すると、例えば第51条。これは自画撮りの要求行為等についてですが、括弧書きに「青少年を除く」とある。このように、この条例は青少年ではなく、青少年を使用して利益を得ようとする大人を罰することを主な目的としている。</p>
横井委員	<p>青少年が違反行為を行った場合は、本条例とは別の方法で対応するのか。</p>
事務局	<p>罰則規定のないものは指導や補導等の対応をとる。</p>
広瀬委員	<p>青少年は18歳以下と捉えれば良いか。</p>
事務局	<p>条例の第2条に規定がある。青少年とは、婚姻を結んでいる等法律によって青年に達したとみなされる者を除く、18歳未満の者である。</p>
広瀬委員	<p>横井委員と同じ視点であるが、本条例では大人を罰することを目的としていると今聞いた。青少年が自ら自撮りや JK ビジネス行為をして利益を得ることへの言及も必要だと思う。</p> <p>指導のみにとどまらず、この条例においても、そのような行為はしてはならないと記載すべきだと思う。</p>
事務局	<p>青少年に対しても罰則を規定したほうが良いのではないかとどうか。</p>
広瀬委員	<p>条例に違反した場合すべて罰則を設ける必要は無く、青少年に対しては指導も十分に罰として機能すると思う。青少年が罰則の対象から除かれるなら、明確に当該行為は大人と同じく罪になると示す文章があると良い。</p>

田村会長	<p>青少年育成条例とは、大人が子どもを守るための条例か。他に青少年自らが当該行為をすることに対応する条例や法律はあるのか。</p>
事務局	<p>条例の趣旨としては大人が子どもを守るというもの。罰則については、青少年は除くとされるが、禁止行為について、主体は「何人も」等としており、青少年を含め全員が行ってはいけない。違反にはなるという規定である。</p>
広瀬委員	<p>条例の第 1 条に、「青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする」とあるため、青少年が自ら行う JK ビジネスも条例の対象になるのではないか。その点について弁護士の方に聞きたい。</p>
掛布委員	<p>今のところ、青少年育成条例は子どもの健全育成のための条例であり、当該行為がいけないとうたっているが、子ども自身を罰する規定は含まれていない。しかし、子ども自身に指導監督をする法律は別にあり、例えば少年法や児童福祉法等で対応が可能である。</p>
広瀬委員	<p>条例と法律は異なる印象である。今後の社会情勢ではこれらは益々問題になると予想されることから条例の改正を計画しているため、この中でなくてもよいが、どこかで青少年にこれらをしてはいけないとしっかり認識させる必要は絶対あると思う。</p>
田村会長	<p>おっしゃる通りだ。条例は条例としてということですね。</p>
事務局	<p>条例が改正されれば、青少年含め県民の方々に何が違反になるのか分かるように周知に努めていく。</p>
今井委員	<p>青少年は 18 歳未満の者とあるが、JK ビジネスから守ることのできる青少年も 18 歳未満に限定されるのか。2022 年 4 月から、成人年齢が 18 歳に引き下げとなり、高校 3 年生の中には、成人と成人でないものが混在する。個人的には、18 歳以上であっても、高校生であれば JK ビジネス等から守ることが出来ると良いと思っている。</p>
事務局	<p>今のところは 18 歳未満となっているが、今後行われる少年法の改正内容等を見ながら対応したいと思う。</p>

5. 意見交換

寺田委員	資料には、「愛知県では、JK ビジネスを規制する条例が平成 27 年に施行されており、一部の事業者が規制を逃れて本県に流入するおそれがある。」とあるが、その他の都道府県の状況はどのようなか。
事務局	JK ビジネスについて既に規制がされているのは、47 都道府県中、東京・神奈川・埼玉・愛知・大阪・京都・兵庫の 7 都道府県である。
寺田委員	地方都市としては素早い対応だと思う。また、先ほど少年課から「岐阜県では 1 月から 8 月までの間に 86 名検挙しており、そのうち、児童ポルノ関係が 42 名」とあったが、この数字は全国的に見てどの程度の検挙数であるのか。
田村会長	先ほど全国においては十数番目とお話しいただいていたか。
少年課	はい。先ほど話した検挙人員は、概ね被害人員と比例する。昨年度全国ではこの種の犯罪について 2116 名検挙されており、うち 130 名が岐阜県での検挙数であるため、岐阜県は全国の 20 分の 1 程度を占めていることになる。規模としては 15～6 番目かと思われ、決して少なくはない。
朝田委員	青少年と聞いて、男性だけの印象を受けるのは私だけではないと思う。最近では LGBT 等ジェンダーフリーになってきているため、青少年育成条例に記載されている青少年の定義を変えても良い時代になっているのではないかと思う。
田村会長	社会状況が変化しつつあることも今後の課題だと。
若岡委員	貧困の子どもの学習支援をする民間団体に属している。 青少年健全育成条例はよく見る。家に居場所が無く家出する子どもに、22 時以降出歩いてはいけないことなどを説明している。このような子を見ていると、行政がやるべきことをして、社会を変えていく必要があると思う。私たちが普段児童相談所や警察と連携しているように、ひとつの機関ではできない。学校・家庭・地域と 3 つに分けられるが、学校は滞在時間が限定されるため、家庭での居場所も無い児童に対応するには、地域で子どもを見守り支えるシステムづくりが必要である。最近では新型コロナウイルス感染症の影響により、衣食住が確保できず生存を脅かされている子もいる。厳しい状況下でも声を上げられない社会になっていると感じる。

深谷委員	<p>第2条の第10号、イ～ニのいずれにも「派遣することにより」とあるが、Zoom等で裸体を見せるサービスはこれに該当するのか。対応策はあるのか。</p>
事務局	<p>条例の無店舗型で想定しているのは、実際に赴く派遣型であるので該当しません。</p> <p>Zoomに関するご質問はJKビジネスに限らずどのように対応ができるかという質問でよいか。</p>
深谷委員	<p>JKビジネスに関するものについてである。Zoomを利用したJKビジネスについては、たとえフィルタリングを利用していても恐らく規制対象にならない。この条例は、中高生を利用し大人が中間搾取する事態を防止することが目的であるが、完全な防止は不可能ではないかと思う。</p>
少年課	<p>多くの者にZoomを使って裸体を見せる場合、刑法のわいせつ図画の公然陳列によって規制可能と思われる。</p> <p>誰か特定の者に個別に行う場合は発覚が難しいが、その映像を保存すれば、児童ポルノの製造にあたりと考えられる。</p> <p>多様な場合が想定されるため断言は難しいが、他法令が関係すると思われる。</p>
磯谷委員	<p>審議会に参加した当初はテレフォンクラブや自動販売機等、青少年が気軽に接触可能なものの取り締まりを始め、現在はJKビジネスを扱うようになった。青少年に悪影響を及ぼすものが次々発生するが、基本的には、発生したものに対して規制をかけるという、後手に回った対処になってしまう。今後も規制の隙間をついて、様々な青少年を誘惑するものが出てくると思うが、単に規制するだけでなく、大人はそれらを規制していることを子どもに示す必要もあると思う。</p>
杉山委員	<p>この条例の発足時は、映画や本が主な規制対象であったが、現在はインターネットやSNSが犯罪のきっかけになることも多い。インターネットの発展の中で、青少年が危険な状況にさらされる可能性が、飛躍的に高まっている。</p> <p>私が所属する団体は、青少年のみならず、インターネットを使用した社会のすべての防犯について扱うが、改めて、時代の流れの中でのインターネットの存在と青少年に対する影響力の強さを感じた。</p> <p>今回の自画撮りとJKビジネスの条例改正については、大規模な7都</p>

	<p>道府県の後という早い段階での対応であり、非常に良いと思う。また、この他にも対処すべき問題はあったと感じた。</p> <p>1点要望であるが、資料には自画撮り被害児童数やJKビジネス店舗数についての全国のデータと、愛知県の状況が記載されているが、岐阜県のデータや愛知県以外の隣県の情報も記載すると良いと思う。</p>
田村会長	<p>資料の作り方のご要望について、おっしゃる通りである。事務局も今後この意見を参考にさせていただくと良いと思う。</p>
河田課長	<p>早い対応と言っていたが、ひとつ訂正をしたい。JKビジネスは、まだ全国で7県程度しか条例の改正をしていないが、自画撮り被害は、30県近く条例改正をしており、自画撮り被害については少々遅れているという現状である。</p>
成田委員	<p>第25条の3に、トルエンやシンナーの記載があるが、現在はこれらより薬物や薬の過剰摂取が多いと聞く。それらについては記載しないのか。</p>
事務局	<p>青少年に限ったものではないが、健康福祉部が扱っている、薬物の対応の方針に関する条例により対応が可能である。昨今では化学物質を指定し、この条例で禁止薬物と規定をしている。</p>
成田委員	<p>あえて青少年の条例には載せていないということか。</p>
事務局	<p>はい。成田委員のおっしゃる通りであるが、現状こちらでは、薬物について定めておらず、別の条例等で規制されている状況である。</p>
成田委員	<p>トルエンやシンナーは、現在はほとんど耳にしない。それよりも薬物使用が多いので、大人も子どもも禁止されているとは承知しているが、このような子どもの条例にも載せても良いと思う。</p>
事務局	<p>補則であるが、第25条にはシンナー等の記載があるが、この条文の目的は、直接その使用を禁止することではなく、青少年に対する場所の提供や、あっせんを禁止するということである。</p>
玉腰委員	<p>性にまつわる犯罪が多数あるのは承知していたが、JKビジネスという単語は初めて聞いた。知れて良かった。</p> <p>今回の会議で性にまつわるビジネスや犯罪がいかに多いかを身に染</p>



<p>掛布委員</p>	<p>みて感じ、子どもを守らなければならないと思った。</p> <p>一方、本来性とは素晴らしいものであり、様々な犯罪があることは承知しているが、過剰に恐れ過ぎず、女性として積極的に生きていてもらいたいと思う。</p> <p>JK ビジネスという用語について、JK と標記すると女子に焦点が当てられ、男子の加害者や被害者が見えなくなる面があると思う。男性は被害申告がし辛く、顕在化されにくい側面がある。行政の資料の中で公式に使用するのであれば、JK ビジネスという単語ではなく、男子も女子も被害にあっていてという事が分かる、違う用語を検討しても良いと思う。</p>
<p>田村会長</p>	<p>確かに男性の被害者もいる。適切な表現があるか不明であるが、事務局で検討していただきたい。</p> <p>本年度は審議会があと2回あるため、今日、お話しいただけなかったことは次回以降、またよろしくお願ひしたいと思う。</p>

